

マネージメント・レター No.259  
役員借入金について

同族会社では、オーナー社長が会社に多額の個人資金を貸し付けている場合があります。今回はこのような「役員借入金」を税法の観点から考えてみましょう。

通常、役員借入金は負債の部に表示され、税務的には現時点では大きな問題は発生いたしません。しかし、将来相続が発生した時、その役員借入金は額面（帳簿価格）で財産評価され実質塩漬けとなっていて返済見込みのない場合でも、借入金が個人財産として相続税に計算されます。そこでその対策として、

- I、役員報酬を減額して借入金を返済する。
- II、繰越欠損金がある会社であれば、借入金を免除し債務免除益にて欠損金を減少させる。当然欠損金がある場合でなければ課税所得を増加させることになります。
- III、DES（デット・エクイティ・スワップ）。役員借入金を資本金に振替えることで自己資本金を厚くする方法です。資金移動が不要で増資手続きも簡略ですが、均等割りの増加、外形標準課税の発生、そして割当てられた株式の実質価格が借入金帳簿価格よりも低い場合は債務免除益が発生する場合があります。税務上注意が必要ですが、将来企業収支が改善され資金充実を実現した時は株の厚みとなりキャピタルゲイン（譲渡益）・インカムゲイン（収益分配利益）を得るメリットもあります。

金融庁の金融検査マニュアルに代表者からの役員借入金は一定の要件のもとでは自己資本とみなされるようですが、企業の業績改善の見通しや社長の個人資産の状況などを加味した場合のみ自己資本相当額となると、なかなか難しいようです。

今一度「役員借入金」が負債の部にある会社は塩漬けにしたままにせず、債務免除や増資により借入金の減少、債務超過解消、自己資本比率の改善など検討してみても如何でしょうか。

 **今月のワンポイント** 

確定申告の時期が近づいてきました。申告対象の方は、控除証明書や医療費領収書等の必要書類を早めに準備していただきます様、よろしくお願いたします。